



行政代執行により老朽危険家屋の解体除却を実施します

池田市では、快適さを実感できる安全・安心なまちづくりのため、空き家を含む建築物の適正管理を推進しています。

このたび、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険であると判断した老朽危険家屋（空き家）について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の規定により必要な措置を建物所有者に命じましたが、期限までに改善の措置がなされなかったため、行政代執行法の定めるところに従い代執行を実施し、市が建築物の解体除却を行います。

1. 建築物の概要

- (1) 所在地：池田市呉服町5番12号
- (2) 建築物の所有者：池田市内の個人
- (3) 用途：住宅（空き家）
- (4) 構造：木造瓦葺2階建て
- (5) 規模：94.97㎡（登記面積）

2. 執行予定日

令和5年8月21日(月)午前10時から
代執行宣言を行い、作業に着手予定

3. 代執行の実施内容

- (1) 建築物の除却
- (2) 危険なコンクリートブロック塀の撤去

4. 執行責任者

市都市整備部審査指導課長

5. 代執行に至った経緯

平成28年12月から建物所有者に対して文書通知、面談及び電話にて老朽危険家屋の是正を求める指導を継続的に行ってまいりました。再三にわたる指導を行ったにもかかわらず、改善の措置がなされませんでした。

当該老朽危険家屋は、倒壊等により周辺住民や通行人に危害を及ぼすおそれが高いことから、令和5年5月8日付けで除却等を行うよう、建物所有者に対して命令及び戒告を行いました。措置がなされないまま令和5年6月30日に命令の措置の期限を迎えました。

<現地で取材をする場合>

事前に下記の問い合わせ先までご連絡をお願いします。



位置図